

機能強化型サービス利用支援費の要件

1 算定要件

算定要件(概要)		I	II	III	IV
① ア	常勤且つ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	●	—	—	—
① イ	常勤且つ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	—	●	—	—
① ウ	常勤且つ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	—	—	●	—
① エ	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。	—	—	—	●
②	利用者(障害児)に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催する。	●	●	●	●
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	●	●	—	—
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	●	●	●	●
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	●	●	●	●
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	●	●	●	●
⑦	協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組みを実施している。	●	●	●	—
⑧	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。	●	●	●	—
⑨	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1か月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。	●	●	●	—

*複数事業所による協働体制の場合は、複数の指定特定相談支援事業所が一体的に管理運営を行う体制を構築し、上記要件を満たした場合に、機能強化型(I)～(III)の算定が可能となる。(IVは算定不可)

備考 ⑧ 基幹相談支援センターが行う取組への参画に係る具体的な取り扱いについて

下記①・②のいずれも満たすこととする。

①	基幹相談支援センターが実施する合同事例検討会、計画相談支援実務担当者研修に定期的に参加すること。
②	その他、基幹相談支援センター等からの要請に応じ、地域の相談支援体制の強化に資する取組みに協力すること(例:宮城県相談支援従事者研修(初任者研修及び現任者研修)における演習講師や地域実習の受入れ、指定特定相談支援事業所支援力向上研修や人材育成上の課題等を把握するための調査への協力等)。

これらに応じることについて、基幹相談支援センターと確認書を取り交わしてください
(確認書の取り交わしについては、「手続きの流れ」の項目をご参照ください)